

一般社団法人全国森林土木建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

令和 2 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年より「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（1 月 15 日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数 790 人、うち死亡者数は 26 人となっています。業種別にみると、死傷者数において製造業が最も多く、過去 10 年で初めて建設業を上回りました。製造業における災害は屋内作業におけるものが多くなっていました。また、死亡者数は建設業、製造業、警備業で多く、屋外作業において、WBGT 値（暑さ指数）を実測せず、WBGT 基準値に応じた措置が講じられていなかった事例、被災者の救急搬送が遅れた事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例等が含まれていました。

については、令和 2 年の本キャンペーンを、別添の令和 2 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、多人数の参集する催しを控える等の対応をお願いいたします。